

# 要 望 書

「東日本大震災からの復旧・復興に関する特別決議」

令和元年5月

宮城県市長会

宮城県の振興につきましては、平素から格別のご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

県内14市をもって構成いたします宮城県市長会は、去る4月25日に、大崎市において宮城県市長会議を開催し、「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」を満場一致により特別決議として採択したところでございます。

つきましては、この実現方につきまして、特段のご高配を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

宮城県市長会長

塩竈市長 佐藤 昭

# 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から 8 年が経過したが、それぞれの被災自治体では、まだまだ復旧・復興の段階に応じた種々の課題に直面している。

被災自治体において地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取り組みを一層加速していくためには、復興財源の確保はもとより、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等、更なる取り組みが必要である。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

## 記

### 1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、今後とも復興の進捗に応じ、財源を確実に措置すること。
- (2) 復興事業の実施にあたり、震災記憶の風化及び他地域での災害等の影響から、各支援自治体では人員派遣が困難となる状況が見受けられることから、復興を遂げるまでの間、被災市町村への職員派遣について必要な措置を講じること。また、被災地で勤務する職員及び元派遣職員を含めた派遣職員に対するメンタルヘルス対策は極めて重要であることから、平成 28 年度から実施されている「東日本大震災に関連するメンタルヘルス対策 5 か年事業」については、被災自治体の要望も踏まえつつ、5 年間同様の措置で継続すること。
- (3) 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。よって、国は、自治体が、災害援護資金の支払猶予を適用し、借受人の償還期間を延長した場合には、自治体の国に対する償還期間を延長すること。また、災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、自治体と協議の上、具体的な基準を明示すること。併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費について助成を行うとともに、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。
- (4) 復興特区法に基づく、地方税の課税免除等を行った自治体に対する減収補てん措置について、復興・創生期間終了後の投資に係る地方税減収分についても、これまでと同様の措置とすること。

また、令和2年度末までとされている復興特区における税制上の特例措置の期限を、令和3年度以降についても延長すること。

## **2. 被災者の生活再建支援等について**

- (1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、小中学校全学年の35人以下学級早期実現など弾力的な学級編制が可能となるよう、加配教員の継続した配置及び教育復興加配終了後の特段の措置を図ること。
- (2) 震災によるPTSDを抱える児童・生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和元年度以降も全額国費による支援を継続すること。
- (4) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに変わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (5) 被災者生活再建支援金について、津波により住家全体が流失・滅失した場合の支援拡充や宅地被害に対する支援の必要性など、さまざまな課題が明らかとなったことから、総合的な制度の見直しを図ること。

## **3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について**

- (1) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、交付申請期限を平成31年3月末から令和3年3月末まで、事業完了期間を令和3年3月末から令和5年3月末まで、それぞれ2年延長を行うこと。また、事業完了期限などの課題が生じた場合には、再延長を含め、復興の状況を踏まえた柔軟な措置を行うこと。
- (2) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、令和2年度まで制度を継続するとともに、従前地以外の場所に仮復旧を行うなど、段階的な復旧を行った事業者には、その補助対象枠を拡大するなど柔軟な制度運用を行うこと。
- (3) 農業集落排水事業の廃止に係る農業集落排水施設の撤去及び充填処理等を国費で対応するとともに、廃止に伴い滅失を行う施設について残存する債務の償還を免除する制度の創設を検討すること。

- (4) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（汚水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、早急な対応、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (5) 東日本大震災からの復旧事業については、全ての被災市町村が事業を完了できるよう、必要な額を確実に配分するとともに、必要な財源を継続して確保すること。

#### 4. 原発事故に対する対応について

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任をもって対応すること。また、8,000Bq/kg以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が処理に取り組む場合は、国は柔軟な対応と十分な負担を行うこと。
- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援に止まらず、国の責任において処分すること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分基準を定める省令の早期策定を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応すること。
- (4) 親水空間として多くの市民が利用している河川等の除染対策の方針を早急に示すとともに、適切な措置が講じられるまでは、測定ポイントを河川毎に適切に選定の上、空間放射線量の測定を継続的に実施し公表する等、十分な情報提供を行うこと。
- (5) 福島第一原子力発電所の汚染水対策について、平成25年9月に国が前面に出て汚染水対策を実行していくという基本方針を発表しているが、その後も流出が疑われる事態が判明していることから、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を速やかに実施すること。
- (6) 放射線による健康影響調査について、国の責任と判断において、調査実施の必要性や対応方針に関する明確な基準を早急に示し、必要があると認められた場合は、国の責任において調査を実施すること。

- (7) 原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。また、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。
- (8) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、国・県が主体となり、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を行うこと。
- (9) 30km 圏外の地域に対する原子力防災対策の基準や対策の具体的内容を早急に明らかにするとともに、対策実施段階での具体的な手順や方法を提示し、対策に要する費用について十分な財政措置を講じること。特にモニタリングポストの設置等、防護対策のための資機材の整備・維持管理に係る財源措置を講じること。